

報告事項 第1

2016年度（平成28年度） 事業計画

（平成28年4月1日から平成29年3月31日）

我が国の森林の現状は、先人の不断の努力によって育成されてきた森林資源が既に成熟期を迎え、過半の森林は収穫期に達している。また、一方では日本の人口減少が社会問題化するなかで、国産材の供給力に対応した有効な需要を開発するためには、国内の需要開発はもとより、木材輸出も視野に入れる必要がある。

世界は、今、本格的な環境新時代を迎えおり、このような中で、今後、国内林業・木材産業の振興を図り、持続可能な森林経営を実現するためには、社会的認知度が高く、国際商品としての地位が確保された国際認証制度に基づく認証材によって、国内はもとより国際的な認証材供給ネットワークを構築することが極めて重要である。

さて、世界が注視する東京オリンピック・パラリンピックの競技等の施設整備に当たっては、SGEC としては関係者と一丸となって、我が国の「木の文化」を継承しつつ、認証材の利用によって適正な森林の保全・利用を強く啓発する象徴的な事業として推進されるよう各方面に強く要請してきた。

この度、東京オリンピック・パラリンピックのメイン会場となる新国立競技場について、「木と緑のスタジアム」をテーマとし認証材利用を提案する案が採用されるなど、認証材に対する社会的評価は高まってきている。これを契機に、認証材の利用がより広く社会に浸透し、持続可能な森林経営の実現に大きく寄与することが強く期待される。

ところで、PEFC は各国の森林認証制度のアイデンティティーを認めつつ世界的な森林認証のネットワークの確立を目指して活動を行っている。

SGEC としては、日本も PEFC 国際森林認証制度のネットワークの一角を担うことはもとより、世界が注目する一大国際イベントであるオリンピック・パラリンピックの施設整備に国際規格を有する認証材を提供するためにも PEFC との相互承認を目指した活動を展開してきた。

現在は、昨年3月に PEFC との相互承認を申請した文書については、PEFC によるアセスメントが終了した段階であり、今後、4月に開催が予定される PEFC 理事会で審議され、その後引き続き開催される総会において審議がなされる予定となっている。

SGEC としては、新年度早々には PEFC との相互承認が実現するものと期待しており、新年

度は国際森林認証制度として業務体制を整備し、新しい第一歩を踏み出す極めて重要な年を迎えることとなると考えている。

以上の観点から新年度の事業計画を次の通り計画することとする。

1 新 SGEC 国際森林認証制度の普及・啓発活動

PEFC との相互承認の実現し、国際標準に準拠した新 SGEC 国際認証制度としての基礎を構築し、SGEC フォーラム、ステークホルダー会議、地方説明会等の開催を通じて、その普及・拡大を図る。

2 認証材利用の促進

- (1) 東京オリンピック・パラリンピックの競技施設及び同付属施設の整備において森林認証材利用促進に向けた啓発活動を展開するとともに、その認証材利用を契機として広く社会にその普及・拡大が促進されるよう諸施策を推進する。
- (2) 認証材をツールとした地域材供給ネットワークやそのサプライ・チェーンを構築するために、国・公有林と私有林が一体となって森林認証が進められるよう森林組合等の地域活動や地域の調査研究活動に積極的に参画する。
- (3) SGEC 認証材の普及を推進するに当たっては、JAS 制度と一緒に性能品質 (JAS) と環境品質 (SGEC 認証制度) が一体となった消費者サイドに立ったサプライ・チェーンが構築されるよう普及・啓発に努める。

3 新 SGEC 国際認証制度として管理運用するための制度整備

専門部会内に FM 認証規格作業部会及び CoC 認証規格作業部会を設置し、検討体制を整備し、次の事業を実施する。

(1) 認証制度を適切に運用するための附属文書の検討

新 SGEC 国際森林認証制度の適正かつ円滑な運営を期すため、認証業務の実行状況を十分検証し、附属文書の整備等必要な措置を講ずる。

緊急を要する次の附属文書を制定する。

○SGEC 附属文書 2-10-1-3 (別添 1)

SGEC 国際認証制度 (PEFC との相互承認に基づく SGEC 認証制度) 創設に伴う移行措置 (新規制定) (案)

○SGEC 附属文書 4-1-1 (別添 2)

SGEC 主張認証製品と PEFC 主張認証製品との互換について（新規制定）（案）
○SGEC 附属文書 2-2-1-3 （別添 3）

SGEC ロゴマーク/PEFC ロゴライセンスの発行手続について（新規制定）（案）
○SGEC 附属文書 2-2-1-2 （別添 4）
PEFC ロゴライセンスの発行について（改正）（案）

- (2) FM 認証規格の北海道アイヌ民族及び林地転用に係る規格の検討
専門家の意見をはじめ各種知見を調査研究し、FM 認証規格の見直し若しくは補完するために専門部会等を開催し審議する。（別紙資料）
- (3) 認定機関及び認証機関との連携
新 SGEC 国際森林認証制度のスキームオーナーとしての的確な情報を提供し、認証機関による第三者認証が適正に実施されるよう資する。
- (4) PEFC との認証制度管理運営契約（以下「運営契約」という。）の締結
SGEC は認可団体として PEFC と運用契約を締結し、SGEC が日本国内の PEFC 認証制度の管理する認可団体 (PEFC-Japan-NGB) としての事務局体制を確立する。
なお、この場合、SGEC 認証業務の実施に当たっては、PEFC 認証制度の関する豊富な経験を有する NPO 法人アジアプロモーションズ (PEFC-AP) と連携し、PEFC-AP にその認証事務の一部を委託する。

4 会員の公募及び広報活動

- (1) 会員等の公募
SGEC 認証制度の国際化を契機に、SGEC に対する幅広い支援・協力をいただく輪を広げるために、正会員、賛助会員を広く公募する。
また、SGEC 認証制度を普及・定着を図っていく上で、認証機関の果たす役割は極めて大きいことから今後においても公示による公募を積極的に行う。
- (2) 他の機関の会議等に出席
他の機関の会議等に積極的に出席し、SGEC 認証制度の普及・啓発に努める。(3) 広報活動
ホームページの活用等を通じた PR, 更には、セミナー、講演会等に積極的に参画し、SGEC 認証制度の普及・啓発活動を強化に努める。